# 第 151 回定時株主総会招集ご通知に際しての

# インターネット開示事項

## 連結計算書類の連結注記表

## 計算書類の個別注記表

（2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで）

東リ株式会社

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに従い、当社ウェブサイト（http://www.toli.co.jp）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

# 連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）　連結子会社の数　　12 社

主要な連結子会社の名称　　リック㈱、滋賀東リ㈱、㈱キロニー、北海道東リ㈱、㈱テクノカメイ、ダイヤ・カーペット㈱

なお、連結子会社であった㈱シンワプロダクト他 1 社については、清算結了等のため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

（2）　非連結子会社の数　　5 社

主要な非連結子会社の名称　　日本リフォームシステム㈱

これらの非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に与える影響が少ないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）　持分法適用の関連会社の数　　1 社

持分法適用の関連会社の名称　　㈱トルハート

（2）　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

① 持分法を適用していない非連結子会社の数　　5 社

持分法を適用していない主要な非連結子会社の名称　　日本リフォームシステム㈱

② 持分法を適用していない関連会社の数　　1 社

持分法を適用していない関連会社の名称　　九州キロニー㈱

持分法を適用していない非連結子会社 5 社及び関連会社 1 社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日はすべて連結決算日に一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

（1）　重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　主として連結会計年度末日前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)　重要な減価償却資産の減価償却の方法

| | | |
|---|---|---|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 主として定率法 | ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法 |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法 | ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間 (5 年)に基づく定額法 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>定額法(リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法) | |
| ④ 長期前払費用 | 見本帳制作費<br>1 年内に費用化されるものは流動資産の「その他」、1 年を超えて費用化されるものは投資その他の資産の「その他」として計上し、次回改訂までの期間に応じ均等償却し、「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。<br>見本帳制作費以外<br>均等償却をしております。 | |

(3)　重要な引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |

(4)　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5)　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6)　重要なヘッジ会計の方法

| | |
|---|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | (ヘッジ手段)　金利スワップ、商品デリバティブ<br>(ヘッジ対象)　借入金の利息、原材料 |
| ③ ヘッジ方針 | 「デリバティブ取引に関する管理規程」に基づき、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジしております。なお、トレーディング目的及び投機目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ対象の価格変動とヘッジ手段の相場変動の関連性は、回帰分析等の統計的手法により実施し、有効性を評価しております。ただし、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。 |

(7)　のれんの償却方法及び償却期間

5 年間の定額法で償却しております。

(8)　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

1.　退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号　平成 24 年5月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号　平成 27 年3月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 200 百万円、退職給付に係る資産(投資その他の資産の「その他」に含めて計上)が 44 百万円それぞれ増加し、利益剰余金が 100 百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (表示方法の変更)

1.　前連結会計年度において、流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「設備関係支払手形」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「設備関係支払手形」は 140 百万円であります。

2.　前連結会計年度において、有形固定資産の「リース資産」は区分掲記しておりましたが、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当連結会計年度より有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の有形固定資産の「その他」に含まれる「リース資産」は 55 百万円であります。

3.　前連結会計年度において、固定負債の「リース債務」は区分掲記しておりましたが、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当連結会計年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の固定負債の「その他」に含まれる「リース債務」は 65 百万円であります。

（追加情報）

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第２号）が平成 27 年３月 31 日に公布され、平成 27 年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.6%から平成 27 年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については 33.0%に、平成 28 年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 81 百万円減少し、法人税等調整額が 149 百万円、その他有価証券評価差額金が 79 百万円それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が 11 百万円減少しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 36,796 百万円 |
| 2. | 債権流動化に伴う買戻し義務 | 183 百万円 |

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数　　普通株式　　66,829,249 株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成 26 年 6 月 25 日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|---|---|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 308 百万円 |
| 1株当たり配当額 | 5 円 |
| 基準日 | 平成 26 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 平成 26 年 6 月 26 日 |

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成 27 年 6 月 24 日の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

| | |
|---|---|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 431 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 7 円 |
| 基準日 | 平成 27 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 平成 27 年 6 月 25 日 |

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については主として銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループは、各社の販売管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として 5 年以内）は主に長期的な運転資金に係る資金調達であります。このうち一部の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引について、借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。

また、原材料の価格変動リスクをヘッジするために商品デリバティブ取引を行っております。当社グループでは「デリバティブ取引に関する管理規程」に基づき、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジするとともに、信用リスクを軽減するために、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い金融機関等としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注 2）参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 7,619 | 7,619 | － |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 27,597 | 27,597 | － |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 5,405 | 5,405 | － |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (23,675) | (23,675) | － |
| (5) 短期借入金 | (300) | (300) | － |
| (6) 設備関係支払手形 | (920) | (920) | － |
| (7) 長期借入金(*2) | (7,250) | (7,278) | △28 |
| (8) デリバティブ取引 | － | － | － |

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(*2) 連結貸借対照表における 1 年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額 1,600 百万円）について、上記の表では長期借入金に含めて記載しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。MMF等の公社債投資信託で短期に決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、並びに(6)設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。また、商品デリバティブ取引の時価については、当連結会計年度末において契約額がないため記載しておりません。

(注 2)非上場株式(連結貸借対照表計上額 199 百万円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額 296 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## (1株当たり情報に関する注記)

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 1株当たり純資産額 | 462 円 90 銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 32 円 07 銭 |

## (その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
   (1) 子会社株式及び関連会社株式---------- 移動平均法による原価法
   (2) その他有価証券
   時価のあるもの---------- 主として決算期末日前１ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法
   （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   時価のないもの---------- 移動平均法による原価法

2. デリバティブ---------- 時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法---------- 総平均法による原価法
   （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）---------- 定率法
   ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法
   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）---------- 定額法
   ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法
   (3) リース資産---------- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
   定額法
   （リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法）
   (4) 長期前払費用---------- 見本帳制作費
   「前払費用」及び「長期前払費用」として計上し、次回改訂までの期間に応じ均等償却し、「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。
   見本帳制作費以外
   均等償却をしております。

5. 貸倒引当金の計上基準
   債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準
   従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準
   従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
   退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
   過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法によりそれぞれ当期及び翌期より費用処理しております。

8. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

9. ヘッジ会計の方法

| | |
|---|---|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | (ヘッジ手段)　金利スワップ　商品デリバティブ<br>(ヘッジ対象)　借入金の利息　原材料 |
| (3) ヘッジ方針 | 「デリバティブ取引に関する管理規程」に基づき、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジしております。なお、トレーディング目的及び投機目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。 |
| (4) ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ対象の価格変動とヘッジ手段の相場変動の関連性は、回帰分析等の統計的手法により実施し、有効性を評価しております。ただし、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。 |

10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

11. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号　平成 24 年５月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号　平成 27 年３月 26 日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 220 百万円増加し、前払年金費用(投資その他の資産の「その他」に含めて計上)が 12 百万円、繰越利益剰余金が 150 百万円それぞれ減少しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (貸借対照表に関する注記)

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 27,677 百万円 |
| 2. | 関係会社リック㈱の債権流動化に対する支払保証 | 85 百万円 |
| 3. | 債権流動化に伴う買戻し義務 | 97 百万円 |
| 4. | 関係会社に対する金銭債権、債務 | |
| | 短期金銭債権 | 12,450 百万円 |
| | 長期金銭債権 | 691 百万円 |
| | 短期金銭債務 | 9,649 百万円 |
| | 長期金銭債務 | 66 百万円 |

（損益計算書に関する注記）

1.　関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 売上高 | 26,077 百万円 |
| 仕入高 | 19,336 百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,487 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 468 百万円 |

（株主資本等変動計算書に関する注記）

| | | |
|---|---|---|
| 期末に保有する自己株式の種類及び総数 | 普通株式 | 5,127,520 株 |

（税効果会計に関する注記）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

| | |
|---|---|
| （繰延税金資産） | |
| 退職給付引当金 | 899 |
| 未払事業税 | 42 |
| 貸倒引当金 | 41 |
| 未払役員退職慰労金 | 31 |
| 賞与引当金 | 118 |
| たな卸資産減耗損等 | 30 |
| 投資有価証券評価損 | 73 |
| その他 | 60 |
| 繰延税金資産小計 | 1,298 |
| 評価性引当額 | △135 |
| 繰延税金資産合計 | 1,162 |
| （繰延税金負債） | |
| その他有価証券評価差額金 | △691 |
| その他 | △0 |
| 繰延税金負債合計 | △691 |
| 繰延税金資産の純額 | 470 |

2.　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第２号）が平成 27 年３月 31 日に公布され、平成 27 年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 35.6%から平成 27 年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 33.0%に、平成 28 年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 40 百万円減少し、法人税等調整額が 112 百万円、その他有価証券評価差額金が 72 百万円それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | リック㈱ | 大阪市中央区 | 221 | 販売業 | （所有）直接 100.0 | 兼任 4名 | 当社製品の販売 | 当社製品の売上（注1） | 19,457（注1） | 売掛金 | 7,565 |
| | | | | | | | | 資金の預り（注2） | 6,361（注2） | 預り金 | 6,105 |
| | | | | | | | | 支払利息 | 38 | — | — |
| | | | | | | | | 売上割引 | 60 | — | — |
| | | | | | | | | 受取配当 | 106 | — | — |
| 子会社 | 滋賀東リ㈱ | 滋賀県蒲生郡日野町 | 70 | 製造業 | （所有）直接 100.0 | 兼任 3名 | 当社製品の製造 | 製品の仕入（注3） | 10,004（注3） | 買掛金 | 959 |
| 子会社 | 北海道東リ㈱ | 札幌市豊平区 | 40 | 販売業 | （所有）直接 34.0 間接 22.0 | 兼任 1名 | 当社製品の販売 | 当社製品の売上（注1） | 1,708（注1） | 売掛金 | 1,032 |
| 子会社 | ㈱キロニー | 東京都港区 | 50 | 販売業 | （所有）直接 100.0 | 兼任 4名 | 当社製品の販売 | 当社製品の売上（注1） | 1,393（注1） | 売掛金 | 654 |
| 関連会社 | ㈱トルハート | 石川県金沢市 | 50 | 販売業 | （所有）直接 40.0 | 兼任 1名 | 当社製品の販売 | 売上割引 | 39 | — | — |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注1）子会社に対する製品の売上については、市場価格等を勘案し、その都度価格交渉の上、決定しております。
（注2）リック㈱に対する資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額として当期の期中平均残高を記載しております。
（注3）滋賀東リ㈱からの製品の仕入については、市場価格等を勘案し、滋賀東リ㈱から掲示された総原価を検討の上、決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　362円 10銭
2. １株当たり当期純利益　22円 56銭

（その他の注記）

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。